

○ 中山間地域等直接支払の交付を受けている集落の皆さまへ

草刈・泥上げ等の「農業生産活動等」の費用を、
全額「多面的機能支払」で支払っても、
 「中山間地域等直接支払」の実績として認められます！！



【活用の例】 田の緩傾斜で、10haの集落協定を結んでいる場合
 (10ha × 8,000円/田10a = 80万円)

現在は、
 中山間地域等直接支払だけ取り組んでいるけど

- ・草刈りや泥上げにかかる経費が占める割合が多いなあ・・・
- ・面積は増やせないが、交付金をもっと欲しいなあ・・・
- ・傾斜が緩いので交付単価が低いなあ・・・



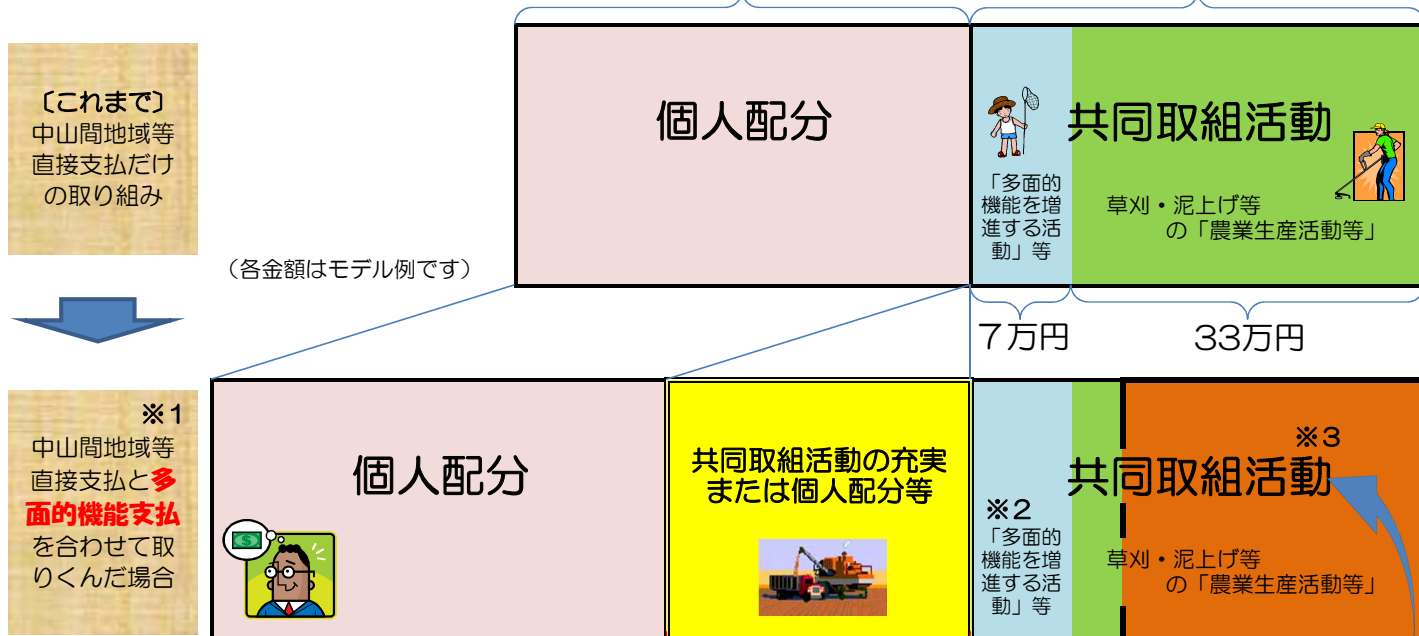
40万円

あわせて、

多面的機能支払
 にも取り組むと



40万円



活動の充実等に使えるお金が最大30万円増加！！



多面的機能支払 [農地維持支払]

(10ha × 3,000円/田10a = 30万円)

充当すると

ポイント

- ※1 両方の交付金を活用する場合は、集落協定書の変更の届出が必要です。
- ※2 多面的機能支払交付金を活用した「多面的機能を増進する活動」については、中山間地域等直接支払の「多面的機能を増進する活動」の実績とはなりません。
- ※3 両方の交付金を活用する場合は、活動場所、日時、内容が重複しないよう、活動記録や経理等を区分して整理してください。

制度のより詳しい内容や、
 ご不明な点については

中国四国農政局 TEL 086-224-4511

整備部 地域整備課 (内線2653) または、農地整備課 (内線2673)
 もしくは、お近くの県庁、市町村役場等の「中山間地域等直接支払」または、「多面的機能支払」の
 担当者にお尋ねください。